

## 防衛医科大学校達第13号

図書委員会に関する達を次のように定める。

昭和49年8月31日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

### 図書委員会に関する達

改正 昭和50年 4月 2日達第 3号 平成17年 7月20日達第 8号  
昭和52年 4月18日達第10号 平成23年12月27日達第 5号  
平成元年 5月29日達第 4号 平成24年 4月 6日達第 1号  
平成 7年 3月31日達第 1号 平成26年 4月 1日達第 9号  
平成 8年10月 1日達第10号 平成28年 3月31日達第 9号  
平成 9年11月17日達第12号 令和 5年 6月30日達第 3号  
平成14年10月 2日達第 5号

(目的)

**第1条** この達は、防衛医科大学校の図書に関する運営の円滑化を図るため図書委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(構成)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 図書館長をもって充てる。
- (2) 委員

ア 事務局総務部総務課長

イ 事務局企画部主計課長

ウ 医学教育研修センター事務長

エ 学生部学生課長

オ 図書館事務長

カ 医学科の学科目を担当する教官から若干名

キ 医学科の講座を担当する教官等から若干名

ク 看護学科の講座を担当する教官から若干名

ケ 防衛医学研究センターの教官等から若干名

コ 病院診療科及び中央診療施設として置かれる部又は室の教官等から若干名

2 前項第2号カ、キ、ク、ケ及びコに掲げる委員は、学校長が指名する。

(任務)

**第3条** 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 図書館の企画及び運営に関する重要事項
- (2) 図書購入計画

(開催)

**第4条** 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、原則として四半期に1回開くものとする。

ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を審議することができない。

4 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

(任期)

**第5条** 第2条第1項第2号カ、キ、ク、ケ及びコの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたため補充される委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、図書館事務室において行う。

**附 則**

この達は、昭和49年8月31日から施行する。

**附 則**

この達は、昭和50年4月2日から施行する。

**附 則**

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

**附 則**

この達は、平成元年5月29日から施行する。

**附 則**

この達は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成8年10月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成9年11月17日から施行する。

**附 則**

この達は、平成14年10月2日から施行する。

**附 則**

この達は、平成17年7月20日から施行する。

**附 則**

この達は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この達は、平成24年4月6日から施行する。

**附 則**

この達は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。